

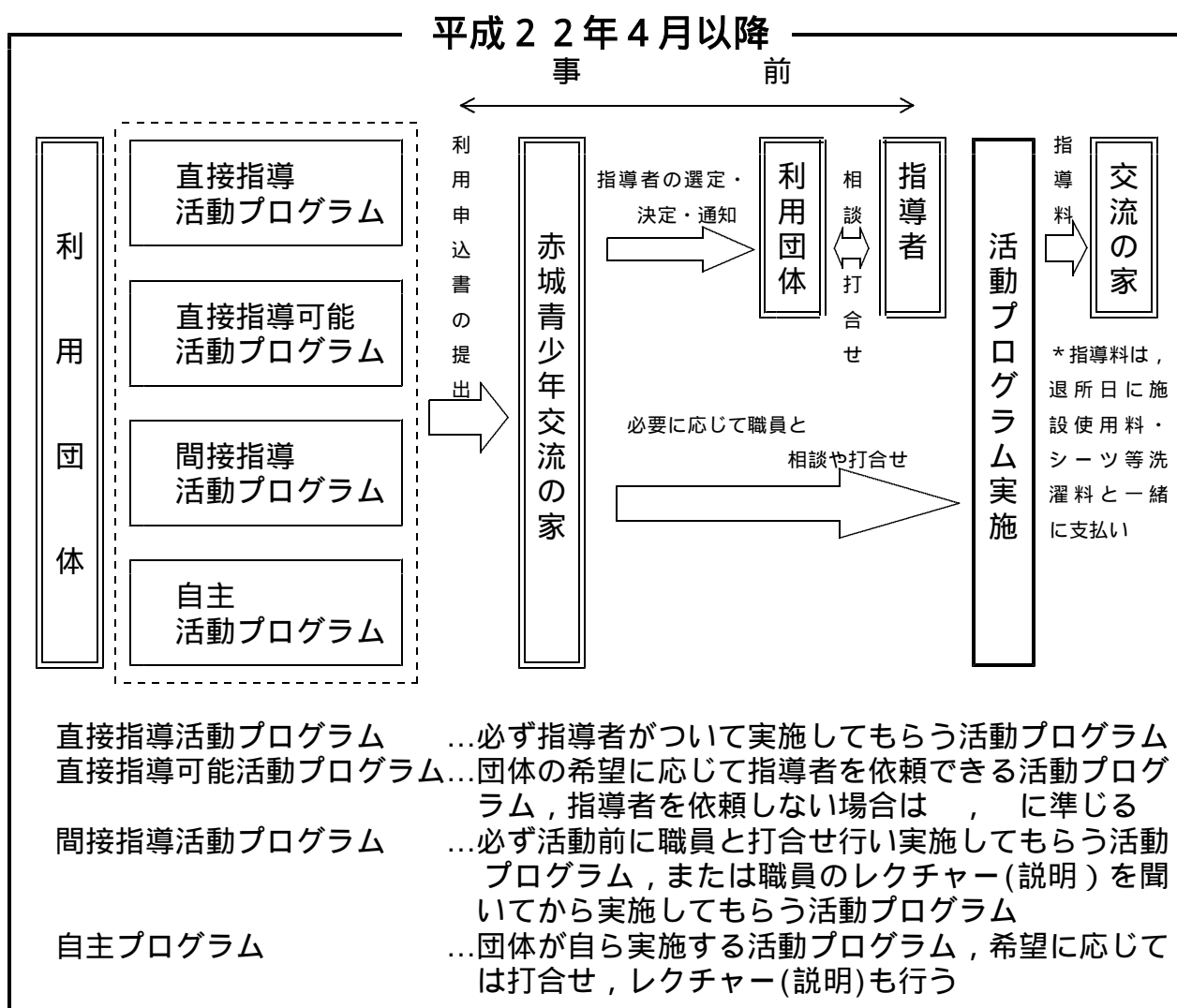
活動プログラム指導料について（お知らせ）

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、効率的・効果的な施設運営を目指し、経費の削減と業務内容の改善に取り組んでおります。しかしながら、さらなる経費の節減と自己収入の増加が強く求められているのが現状です。

このため、施設が提供している直接指導型の活動プログラム(職員が指導する場合も含めて、指導者が指導を行う活動プログラム)につきまして、指導に係わる費用(指導料)を利用団体の皆さまに負担していただくこととし、平成22年度(平成22年4月)より実施することになりました。

4月からの変更という誠に急なお知らせをさせていただくことは心苦しい限りではありますが、なにとぞご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、準備ができしだい改めて掲載させていただきます。



Q & A

Q 1 指導者はどんな方ですか？

A 1 本所の職員もしくは非常勤職員です。非常勤職員は、21年度まで外部指導研修員(講師)として指導を担当していた方々です。

Q 2 指導料はいくらになりますか？

A 2 現在検討中です。決定しましたら、Webページに掲載します。

詳しくは、事業推進係 027-289-7224 へお問い合わせください。